

わが国法人企業の税負担

—中小法人と大法人の限界実効税率の比較を中心に—

林田 吉恵 (関西学院大学大学院経済学研究科)

I はじめに

中立性の原則は、法人課税によって企業活動が影響されないことを求めている。しかし、法人税が投資活動に影響を及ぼすことはよく知られており、これまでも多くの研究が限界実効税率の計測を通じて、法人税が投資に影響することを示唆してきた。また、法人企業の規模によって適用される税制は異なっており、限界実効税率の格差が投資活動のみならず、法人企業の規模や組織形態に影響を及ぼす可能性がある。この点に関しては、アメリカの研究でも検証されている¹⁾。

本稿では、個人・法人の資本所得税制を考慮にいれたKing=Fullertonの限界実効税率に関する理論的フレームワークに依拠し、ここにより日本的な税制を取り込み、日本型モデルを構築する。これまで日本においても限界実効税率の測定はされているが、法人企業の規模の違いはほとんど考慮されていなかった。しかし中小法人・大法人²⁾では、法人税率、交際費の課税ベース算入金額、留保金課税³⁾などのさまざまな税制上の違いがあり、限界実効税率のモデルは違ってくる。そしてこのようなモデルの違いが、実際に中小法人、大法人の限界実効税率に差を存在させるのか、また、法人企業の限界実効税率にどのような影響を及ぼしているのかを検証

するために、日本の税制を視野にいたしたモデルを構築する。

本稿の目的は、第1に、中小法人と大法人の税制上の相違を明示的に組み込んだ限界実効税率の計測モデルを構築すること、第2に、そのモデルから中小法人、大法人の限界実効税率がどのような理論的動きをするかを考察する、第3に第1で構築した理論モデルを使って実証分析をし、資本コストに差が存在するかを検証することである。

II 中小法人と大法人税制の違い

わが国全体の景気は緩やかに回復しているものの、中小企業をとりまく経営の環境は厳しい状況である。中小企業はわが国の企業の98.4%⁴⁾を占め、常時雇用者の58.8%⁵⁾が働くなど、わが国経済において中心的な役割を果たしており、わが国の経済・産業構造の活性化に向け中小企業の役割は大きい。このような状況の中で中小企業を支援し、活性化させ、景気回復・雇用拡大をより確かなものとするために様々な支援施策がある。その中で、中小法人と大法人との税制の違いは大きく分けて3つある。

一つ目の税制の違いは、法人所得に対する税率が中小法人には軽減税率が適用されていることである。表1より、大法人は1990年49.99%、1998年46.37%、1999年以降40.87%の法人実効税率であり、中小法人は1990年より38.39%、1998年34.80%、1999年以降30.85%と軽減税率となっている。

表1 法人税の税率

単位：%

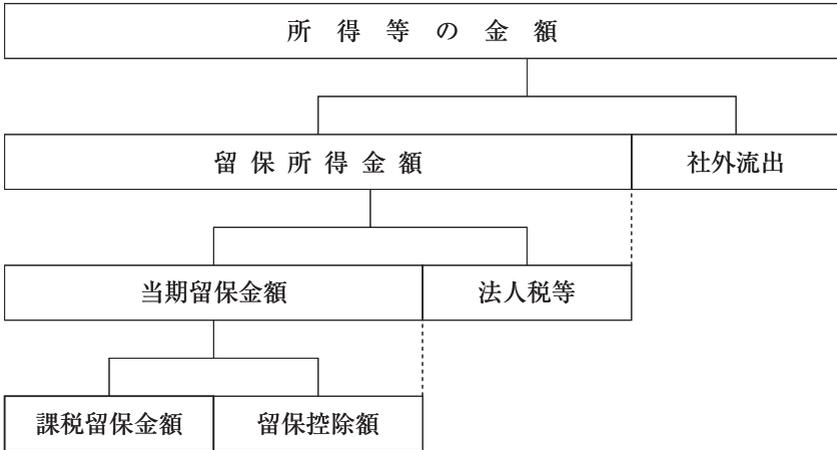
	基本税率	中小法人 軽減税率	基本税率	中小法人 軽減税率	基本税率	中小法人 軽減税率
	1990年 (平成2年)	1998年 (平成10年)	1999年 (平成11年)	1990年 (平成2年)	1998年 (平成10年)	1999年 (平成11年)
資本金	1億超	1億円以下	1億超	1億円以下	1億超	1億円以下
	所得700 万円超	所得350 - 700万円	所得800 万円超	所得400 - 800万円	所得800 万円超	所得400 - 800万円
法人税	37.5	28	34.5	25	30	22
道府県民税	5	5	5	5	5	5
市町村税	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
事業税	12	9	11	8.4	9.6	7.3
財務省型実効税率	49.99%	38.39%	46.37%	34.80%	40.87%	30.85%

備考)『財政金融統計月報』租税特集各年度。『図説 日本の税制』各年度。

二つ目の税制の違いは、同族会社への留保金課税である。中小法人の94.6%（2005年）が同族会社ということで、中小法人のほとんどが同族会社であると考えられる。留保金課税制度は、一定額を超えて会社が留保した所得に対しては、株主レベルでの課税がなされなかった（あるいは税の軽減をされた）ことの代替として、付加的な法人税を課すために創設された制度である⁶⁾。制度としては、所得等の金額から社外流出額を差し引いて留保所得金額を求め、これから法人税等を控除し、当期留保金額を算出し、さらに、これから留保控除額を差し引いて課税留保金額が算出される（図1）。留保金課税の税率は、課税留保額が3,000万円以下の場合11.73%、3,000万円超1億円以下の場合17.595%、1億円超23.46%である（表2）。

また平成19年度税制改正では、産業競争力を高め、中小企業の財務基盤の強化を図る観点から、留保金課税の見直しが行われた。具体的には、外部からの資金調達が難しい状況にあるといった中小企業の特徴を踏まえ、この制度の適用対象となる特定同族会社から、当該事業年度終了の時ににおける資本金の額が1億円以下である会社が除外された。

図1 留保金課税計算の流れ



備考) 川村文彦・武田 茂 (2002) 『同族会社』 第3版 p33.

表2 同族会社の課税留保金額に対する税率

単位：%

課税留保額	年3,000万円以下	年3,000万円超 年1億円以下	年1億円超
法人税	10	15	20
住民税	1.73	2.595	3.46
合計	11.73	17.595	23.46

課税留保金額 = 当期留保金額 - 留保控除額

留保控除額 次の①②③のうち最も多い額、

- ① 当期所得金額 × 35%
- ② 年1,500万円相当額
- ③ (期末資本金額 × 25%) - 期首利益積立金額

備考) 『税務ハンドブック』 大阪・奈良税理士協同組合。

最後に、交際費の損金算入額がある。交際費は企業の事業遂行上、広告宣伝費と並んで不可避の費用である。しかしながら、その費用性は疑問視され、その支出の実態及びこれに対する社会的批判の高まりから、1982年以降大法人の交際費は全額損金不算入となっている。しかし資本金1億円

以下の中小法人は租税特別措置法によって、交際費の全部あるいは一部が損金に算入される。表3に示すように、中小法人は年400万円までの交際費支出額のうち、90%を損金に算入できるが、大法人は全額損金不算入である。

平成19年度税制改正では、中小法人の交際費支出額の範囲から、一人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外することができるようになった。

表3 交際費の損金不算入額

期末資本金額	損金不算入額
1億円以下	$A = \text{当期支出交際費等}$ 、 $B = 400\text{万円} \times (\text{当明月数} / 12)$ $\text{損金不算入額} = A - B \times 90\%$ $A < B$ の場合 $A - A \times 90\%$ $A < B$ の場合 $A - A \times 90\%$
1億円超	$A = \text{損金不算入額}$

備考)『税務ハンドブック』大阪・奈良税理士協同組合。

III 理論的フレームワーク

法人税の税負担の尺度には、平均実効税率と限界実効税率という2つの考え方がある。前者は、法人企業が年度内に生み出した所得に対してどれだけの税負担をしているのかを示すものである。後者は、限界的な所得（追加的な投資1単位）に対して法人税率だけでなく、税務上の減価償却率や投資税額控除、交際費などを考慮した上で、限界的な投資にどれだけの税を負担するかを示すものである。

本稿では、法人税制における税務上にかかわる全てのことを考慮するために、King=Fullertonの限界実効税率の理論的フレームワークを選択した。そしてKing=Fullertonモデルに依拠し⁷⁾、より日本型税制を取り入れたモデルを構築する⁸⁾。IIで見てきたように、法人税制では中小法人は大法人と違い、軽減税率、留保金課税、交際費損金算入制度があり、それらの制度を限界実効税率のモデル式に反映する。また、限界実効税率の計算に当たっては、King=Fullerton (1984)と同様に、1単位の投資に対す

る収益率と貯蓄に対する貯蓄率との間の 'tax wedge' w を直接見積もる方法で推計する。

投資の限界的な増加（一単位に対する初期費用）に対する粗限界収益率を MRR と表す。そして資産の減価償却率は一定の指数関数 δ と仮定する。

投資 1 単位から得られる純収益率、 p 、 p' は、

$$(1) \quad p = MRR - \delta \quad \text{大法人モデル}$$

$$(1') \quad p' = MRR' - \delta \quad \text{中小法人モデル}$$

実質利率を r とし、それに対応する名目利率を i とする。 π がインフレ率を表すとすれば、次のようになる。

$$(2) \quad r = i - \pi$$

τ は大法人の財務省型実効税率、 τ' は中小法人の財務省型実効税率、会社の名目割引率は ρ 、固定資産に対する実効税率を w_c ⁹⁾、留保控除額および損金不算入の社外流出を j 、留保課税率を R とすると、企業の新規投資による収益の現在割引価値の総和 V 、 V' 、 V'' は、

$$(3) \quad V = \int_0^{\infty} (1 - \tau)(MRR - w_c) e^{-(\rho + \delta - \pi)u} du = \frac{(1 - \tau)(MRR - w_c)}{\rho + \delta - \pi}$$

大法人モデル

$$(3') \quad V' = \int_0^{\infty} \left\{ (1 - \tau')(MRR' - w_c) - \left\{ (1 - \tau')(MRR' - w_c) - j \right\} R \right\} e^{-(\rho + \delta - \pi)u} du$$

$$= \frac{(1 - \tau')(1 - R)(MRR' - w_c) + jR}{\rho + \delta - \pi}$$

中小法人モデル

$$(3'') \quad V'' = \int_0^{\infty} (1 - \tau')(MRR' - w_c) e^{-(\rho + \delta - \pi)u} du$$

$$= \frac{(1 - \tau')(MRR' - w_c)}{\rho + \delta - \pi}$$

中小法人モデル（留保金課税なし）

税の優遇措置、税負担軽減措置による減税額を A とすると、1 単位の投資に対する投資費用 C_1 、 C'_1 は、

$$(4) \quad C_1 = 1 - A \quad \text{大法人モデル}$$

$$(4') \quad C'_1 = 1 - A' \quad \text{中小法人モデル}$$

普通償却を適用する資産の比率を f_1 、特別償却を適用する資産の比率を f_2 ¹⁰⁾、引当金・準備金の積立率を h 、税額控除率を g 、交際費比率を k とすると、新規投資に対する税負担軽減額 A 、 A' は、

$$(5) \quad A = f_1 A_d + f_2 \tau + \tau \rho h + g \quad \text{大法人モデル}$$

$$(5') \quad A' = f_1 A'_d + f_2 \tau + \tau \rho h + g' + \tau \rho k \quad \text{中小法人モデル}$$

法人税制においては、通常の減価償却のほかに租税特別措置法により特定の要件を満たす資産や企業について特別償却制度があり、通常の減価償却以上に償却費を計上することができる。また各種引当金や準備金により税金の繰延べが図れるほか、税額控除により法人税を節税できることが可能である。

A_d 、 A'_d は、通常の減価償却制度による税負担軽減額の割引現在価値である。減価償却のやり方にも定額法と定率法の選択適用ができる。

定率償却率を a とすると、定率法による減価償却の割引現在価値は、

$$(6) \quad A_d = \int_0^{\infty} \tau a e^{-(a+\rho)u} du = \frac{\tau a}{a + \rho} \quad \text{大法人モデル}$$

$$(6') \quad A'_d = \int_0^{\infty} \tau' a e^{-(a+\rho)u} du = \frac{\tau' a}{a + \rho} \quad \text{中小法人モデル}$$

定額法による耐用年数を L 、とすると、定額法による減価償却の割引現在価値は、

$$(7) \quad A_d = \int_0^L \tau \left(\frac{1}{L}\right) e^{-\rho u} du = \frac{\tau \left(\frac{1}{L}\right)}{\rho} \quad \text{大法人モデル}$$

$$(7') \quad A'_d = \int_0^L \tau' \left(\frac{1}{L}\right) e^{-\rho u} du = \frac{\tau' \left(\frac{1}{L}\right)}{\rho} \quad \text{中小法人モデル}$$

A_d 、 A'_d は、実際には定率法、定額法の両方が適用されるので、以下のように表される。

$$(8) \quad A_d = \sigma_1 \frac{a\tau}{(a+\rho)} + \sigma_2 \frac{\tau(\frac{1}{L})}{\rho} \quad \text{大法人モデル}$$

$$(8') \quad A'_d = \sigma_1 \frac{a\tau'}{(a+\rho)} + \sigma_2 \frac{\tau'(\frac{1}{L})}{\rho} \quad \text{中小法人モデル}$$

ここでの σ_1 , σ_2 は、ウエイトパラメータ¹¹⁾である。

企業が最適行動をとる場合、投資することによって得られる税引後収益の割引現在価値の総和と投資費用が等しくなるまで投資を行う。(1) (1') (3) (3') (3'') (4) (4') (5) (5') を使い、 p と ρ の関係を求めるために解くと、

$$(9) \quad p = \frac{(1-A)(\rho+\delta-\pi)}{(1-\tau)} + w_c - \delta \quad \text{大法人モデル}$$

$$(9') \quad p' = \frac{(1-A')(\rho+\delta-\pi) - jR}{(1-R)(1-\tau')} + w_c - \delta \quad \text{中小法人モデル}$$

$$(9'') \quad p'' = \frac{(1-A')(\rho+\delta-\pi)}{(1-\tau')} + w_c - \delta \quad \text{中小法人モデル(留保金課税なし)}$$

次に、資金調達方法をKing=Fullerton (1984) と同様に、負債、内部留保、新株発行の3パターンによる資金調達と仮定すると、 ρ は以下のよう考えられる。

1) 負債でファイナンスする場合、

$$(10) \quad \rho = i(1-\tau)$$

2) 内部留保でファイナンスする場合、

$$(11) \quad \rho = i \left(\frac{1-m_i}{1-z} \right)$$

3) 新株発行でファイナンスする場合、

$$(12) \quad \rho = \frac{(1-m_i)}{(1-m_d)} i$$

m_i は家計の利子所得に対する限界税率、 m_d は配当所得に対する限界税

率、 z は株式譲渡所得限界税率、 i は利子率である。また、 ρ は企業の名目割引率であり資金提供者に保証しなければならない収益率であることから、資金調達の方法により ρ が異なる値をとる。そして ρ は、ウエイトパラメータによって以下のように規定される。ここでの α 、 β 、 γ は、ウエイトパラメータ¹²⁾である。

$$(13) \quad \rho = \alpha i(1-\tau) + \beta \frac{(1-m_i)}{(1-z)} i + \gamma \frac{(1-m_i)}{(1-m_d)} i$$

Tax wedge w 、 w' は投資の収益率とその投資に費やされた貯蓄の収益率の差である。 s は投資に資金を供給した（家計もしくは組織かどうか）貯蓄家の税引後収益率を表す。

$$(14) \quad w = p - s \quad \text{大法人モデル}$$

$$(14') \quad w' = p' - s \quad \text{中小法人モデル}$$

貯蓄家の税引後実質収益率 s は、

$$(15) \quad s = (1-m_i)i - \pi$$

以上より、限界実効税率 t 、 t' はtax wedge w 、 w' を税込収益率 p 、 p' で割ったものと定義すると、以下のように示される。

$$(16) \quad t = \frac{w}{p} = \frac{p-s}{p} \quad \text{大法人モデル}$$

$$(16') \quad t' = \frac{w'}{p'} = \frac{p'-s}{p'} \quad \text{中小法人モデル}$$

ここで、中小法人と大法人の限界実効税率は p と p' の関係によって、導き出される。

$$\frac{(1-A)(\rho + \delta - \pi)}{(1-\tau)} > \frac{(1-A')(\rho + \delta - \pi) - jR}{(1-R)(1-\tau')}$$

中小法人と比べて大法人の限界実効税率の方が大きくなり、

$$\frac{(1-A)(\rho + \delta - \pi)}{(1-\tau)} < \frac{(1-A')(\rho + \delta - \pi) - jR}{(1-R)(1-\tau')}$$

中小法人より大法人の限界実効税率が小さくなり、

$$\frac{(1-A)(\rho+\delta-\pi)}{(1-\tau)} = \frac{(1-A')(\rho+\delta-\pi)-jR}{(1-R)(1-\tau)}$$

の条件の時は、中小法人と大法人の限界実効税率は同じであると考えられる。

また中小法人では、平成19年度から資本金1億円以下の同族会社の留保

金課税の適用がなくなる。そこで $\frac{(1-A)(\rho+\delta-\pi)}{(1-\tau)}$ と $\frac{(1-A')(\rho+\delta-\pi)-jR}{(1-R)(1-\tau)}$

とを比べることにより、留保金課税が適用された場合とされない場合の限界実効税率の違いがわかる。

IV 分析データ・分析結果

IIIの理論的フレームワークより、中小法人と大法人との税制の違いが企業の投資行動にどのような歪みを与えているのか、一義的にいうことはできない。そこで中小法人と大法人の税制の違いが限界実効税率にどのような影響を与えているのかを、日本の実際のデータを入れて分析をする。

ここでは、中小法人と大法人の限界実効税率を推計するにあたり、全産業と製造業を取り上げる。全産業だけの推計であると、中小法人と大法人の産業別のウエイトが異なり、産業構造の違いがでてくる可能性がある。そこで、その違いを取り除くために本稿では、製造業に限って分析をした。

またパラメータ値は、できるだけ現実の税金を計測するために近い値を推計できるものは推計し、データがない場合は代替できるものを使用した。

税制パラメータの具体的な推計方法は以下の通りである。

法人所得に対する税率 (τ) は財務省型実効税率、インフレ率 (π) は、『国民経済計算年報』の民間企業投資デフレーターを増減率を使用した。経済的減価償却率 (δ) は、大法人と中小法人とでは、固定資産の内容も

違い、資産の持ち方によって減価償却率も違ってくることを反映させるために、『財政金融統計月報』法人企業統計年報より、「減価償却費」÷（有形固定資産の中の「その他の有形固定資産」＋「無形固定資産」）より求めた。特別償却適用資産比率（ f_2 ）、利率（ i ）、資金調達比率（ α, β, γ ）は、『財政金融統計月報』法人企業統計年報より、資本金1億円未満を中小法人、資本金1億円以上を大法人とし、それぞれ全産業と製造業を取り出して推計した。特別償却適用資産比率（ f_2 ）は減価償却費と特別減価償却費の比率をとった。利率（ i ）は各法人の実態を反映させるために、「支払利息・割引料」を「短期借入金」「長期借入金」「社債」「受取手形割引残高」で除した。資金調達比率については、1単位の投資に対する資金調達であり、本来フローで推計しなければならない。しかし、フローデータであると、近年の借入金はお金を借りるよりも返済する方が多く、負債の資本調達率（ α ）はマイナスになってしまう。また内部留保は「当期純利益」－（「中間配当額」＋「配当金」＋「役員賞与」）で計算されており、「当期純利益」は「黒字法人の利益合計額－赤字法人の損失合計額」、「中間配当額」「配当金」「役員賞与」にも欠損法人のデータも含まれており、近年欠損法人が増えているので、推計された内部留保がマイナスになることが多く、資金調達比率を推計することができない。資産には実物資産と金融資産が入っているが、資本や借入にも金融資産が入っているので毎年の平均としてストックデータを使い、その率を推計した。負債の資金調達率（ α ）は、総資本に対する「短期借入金」「長期借入金」「社債」の合計の比をとった。新株発行の資金調達率（ γ ）は、自己資本比率つまり総資産に対する資本の合計の比、内部留保の資金調達率（ β ）は、1から負債と新株発行の資金調達率を引いたものである。

法定償却率（ a ）は『国民経済計算年報』当期固定資産減耗を前期末有形固定資産残高（金融・非金融の加重平均）で除した。定額法における耐用年数（ L ）は、定額法を用いる資産は建物が多いことから、建物に適用

されている耐用年数を用いた。

固定資産に対する実効税率 (w_c) は、『地方財政白書』における家屋・償却資産に対する固定資産税のデータを、『国民経済計算年報』における金融・非金融固定資産ストック額と家計部門の固定資産ストック額で按分した比率を用いて求めた。引当金・準備金積立率 (h) は、『税務統計から見た法人企業の実態』より引当金・準備金のフローを計算し、それを『国民経済計算年報』の民間企業設備額で除して推計した。2001年2003年に關しては、1998年税制改革で引当金等が課税ベースからはずされたので、0で推計している。税額控除率 (g) は同じく、『税務統計から見た法人企業の実態』の税額控除額合計を『国民経済計算年報』の民間企業設備額で除した。

利子所得限界税率 (m_i) と配当所得限界税率 (m_d) については、20%源泉分離課税の数値を用いた。株式譲渡所得税限界税率 (z) についても、2002年までは26% (国税20%、地方税6%) の源泉分離課税、2003年からは源泉分離課税が廃止され、申告分離課税になり、税率は優遇税率の特例で10% (国税7%、地方税3%) となり、それらを使用した。

財務省型実効税率 τ 、インフレ率 π 、固定資産税率 w_c 、法定償却率 a 、株式譲渡所得に対する限界税率 z 、利子所得に対する限界税率 m_i 、配当所得に対する限界税率 m_d 、引当金・準備金積立率 h 、税額控除率 g 、減価償却耐用年数 L の数値は、大法人と中小法人は共通の推計値を使用した。特別償却適用資産比率 f_2 、経済的減価償却率 δ 、利子率 i 、負債の資金調達率 α 、内部留保の資金調達率 β 、新株発行の資金調達率 γ の数値は大法人と中小法人とではそれぞれの推計値をつかって計測した (表4参照)。

表4 パラメータ表

大法人	全産業			製造業		
外生変数	1997	2001	2003	1997	2001	2003
τ 財務省型実効税率	0.500	0.409	0.409	0.500	0.409	0.409
f_2 特別償却適用資産比率	0.007	0.005	0.005	0.003	0.004	0.005
δ 経済的減価償却率	0.145	0.147	0.151	0.171	0.174	0.171
π インフレ率	-0.009	-0.023	-0.028	-0.009	-0.023	-0.028
w_c 固定資産税率	0.009	0.010	0.009	0.009	0.010	0.009
a 法定償却率	0.107	0.106	0.109	0.107	0.106	0.109
i 利子率	0.028	0.022	0.021	0.025	0.020	0.022
α 負債の資金調達率	0.412	0.360	0.329	0.275	0.253	0.231
β 内部留保の資金調達率	0.329	0.335	0.336	0.325	0.322	0.324
γ 新株発行の資金調達率	0.259	0.305	0.335	0.400	0.425	0.445
z 株式譲渡所得に対する限界税率	0.260	0.260	0.100	0.260	0.260	0.100
m_i 利子所得に対する限界税率	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200
m_d 配当所得に対する限界税率	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200
h 引当金・準備金積立率	0.004	0.000	0.000	0.004	0.000	0.000
g 税額控除率	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002
L 減価償却耐用年数	31.060	31.060	31.060	31.060	31.060	31.060

中小法人	全産業			製造業		
外生変数	1997	2001	2003	1997	2001	2003
τ 財務省型実効税率	0.384	0.309	0.309	0.384	0.309	0.309
f_2 特別償却適用資産比率	0.016	0.024	0.021	0.037	0.045	0.035
δ 経済的減価償却率	0.099	0.096	0.102	0.124	0.117	0.121
π インフレ率	-0.009	-0.023	-0.028	-0.009	-0.023	-0.028
w_c 固定資産税率	0.009	0.010	0.009	0.009	0.010	0.009
a 法定償却率	0.107	0.106	0.109	0.107	0.106	0.109
i 利子率	0.025	0.021	0.020	0.027	0.022	0.022
α 負債の資金調達率	0.553	0.518	0.492	0.477	0.481	0.455
β 内部留保の資金調達率	0.327	0.310	0.305	0.305	0.260	0.252
γ 新株発行の資金調達率	0.119	0.172	0.203	0.218	0.259	0.294
z 株式譲渡所得に対する限界税率	0.260	0.260	0.100	0.260	0.260	0.100
m_i 利子所得に対する限界税率	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200
m_d 配当所得に対する限界税率	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200
h 引当金・準備金積立率	0.004	0.000	0.000	0.004	0.000	0.000
g 税額控除率	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002
L 減価償却耐用年数	31.060	31.060	31.060	31.060	31.060	31.060
j 留保金控除・社外流出率	0.131	0.179	0.186	0.131	0.179	0.186
R 留保課税率	0.131	0.141	0.138	0.131	0.141	0.138
k 交際費比率	0.028	0.021	0.021	0.028	0.021	0.021

上記のパラメータを使って推計した結果が表5である。

中小企業の限界実効税率がマイナスになったのは、留保金課税があるために、貯蓄家の税引後収益率より純収益率が小さくなったためである。

その他に純収益率を下げる要因としては、デフレが考えられる。デフレがあるために貯蓄家の税引後収益率 (s) はデフレの分だけプラス要因になるので、デフレが大きいほど (s) は大きくなる。また投資の収益率 (p) にもデフレは影響を与える。

次にこの分析の問題としては、資金調達コスト（負債・内部留保・新株発行）に対しての影響を通して、会社の名目割引率 (ρ) へ影響し、限界実効税率へと影響することが挙げられる。この実証分析の場合 $m_i = m_d$ であり、 $\tau = m_i = m_d = z$ の時、資金調達のやり方が均等であれば、会社の名目割引率 (ρ) 理論式 (13) の第 1 項、第 2 項、第 3 項の値は同じである。しかし、現実のデータでは、 $m_i = m_d < z$ ($m_i = m_d > z$ 2003年) であるので、負債 = 内部留保 > 新株発行（負債 = 内部留保 < 新株発行 2003年）となる。法人税率の影響を受けるのは負債で資金調達する場合だけなので、法人税率が下がっても負債の資金調達率が低ければその影響は大きく現れない。理論式により $m_i = m_d$ であることが、新株発行の税の優遇が大きくなることはこの分析での課題である。

最後に会社の名目割引率 (ρ) が上昇すると、普通減価償却の割引現在価値 (A_d) の値を通して税の優遇・軽減措置による減税額率 (A) が減少し、純収益率 (p) を減少させ、それが限界実効税率の値を左右する。

上記のような課題があり、条件次第で限界実効税率の負担の大小関係が変わることがわかった。

表5 限界実効税率推計結果

		1997年	2001年	2003年
全産業	中小法人	-0.109	-0.402	-0.612
	中小法人(留保課税なし)	0.255	0.181	0.079
	大法人	0.393	0.203	0.036
製造業	中小法人	0.203	-0.201	-0.265
	中小法人(留保課税なし)	0.337	0.196	0.136
	大法人	0.418	0.144	0.148

そこで次に、限界実効税率の値をみるのではなく、税制の違いが限界実効税率にどのような影響を与えるかを見てみる。

表6は、大法人と中小法人の変数を同じにし、法人税の制度の違い（軽減税率、留保金課税、交際費の損金参入）が限界実効税率にどのような影響を与えているのかを推計したものである。大法人と中小法人を1997年度で比べてみると、大法人の限界実効税率は0.393で、中小法人は0.227、中小法人の留保金課税なしでも0.392である。この違いは、中小法人は留保金課税があるために純収益率が低くなり、限界実効税率が大法人より低くなった。また留保金課税が撤廃されても、中小法人は交際費の損金算入が認められており、税の優遇・軽減措置による減税額率が大法人より大きいために限界実効税率が低くなっていることがわかる。しかしその差は小さい。

また中小法人のなかで留保金課税が適用されなくなると、純収益が高くなり、中小法人の限界実効税率は高くなることがわかった。

さらに大法人のなかでの限界実効税率の違いは、2001年は引当金が損金不算入¹³⁾となり、純収益率は上がり限界実効税率も上がるが、特別償却適用比率が1997年と比べて大きく下がることから、実際には2001年の限界実効税率は下がっている。2001年度と2003年度の違いは、2003年度は株式譲渡所得に対する限界税率が金融優遇税制のため下がっており、その影響が2003年度の純収益率にでたために、限界実効税率は下がっている。これは引当金等の利用割合が税負担に歪みを与えていたのを是正するために改革されたと評価できる。

表6 限界実効税率推計結果

（制度の違いのみで、大法人・中小法人とも同じ普通法人税率で推計）

		1997年	2001年	2003年
全産業	中小法人	0.227	-0.260	-0.714
	中小法人（留保課税なし）	0.392	0.202	0.035
	大法人	0.393	0.203	0.036

表7は、大法人と中小法人の変数は表6と同じであるが、中小法人が軽減税率であるため、制度の違いと税率の違いが限界実効税率にどのような影響を与えているのかをみている。1997年度で比べると、大法人の限界実

効税率は0.393で、中小法人は0.340、留保金課税がなくなっても0.389と中小法人のほうが低くなっている。大法人と中小法人は税制の違いから中小法人のほうが限界実効税率は低くなるのが表6よりわかったが、中小法人の軽減税率によってその差が大きくなっていることがわかる。

表7 限界実効税率推計結果（税制の違い）

		1997年	2001年	2003年
全産業	中小法人	0.340	0.044	-0.139
	中小法人（留保課税なし）	0.389	0.241	0.130
	大法人	0.393	0.203	0.036

V むすび

限界実効税率の違いが投資行動を歪めることはよく知られているが、それが法人の規模にも影響を与えることは十分に考えられる。そこで法人・個人の資本所得税制を考慮にいたしたKing=Fullertonの限界実効税率に関する理論的フレームワークに依拠し、そこへ、より日本的な税制を取り込んだ。これまで日本においても、限界実効税率の計測はされているが、法人企業の規模の違いは考慮されておらず、普通法人のモデルでしか考えられていなかった。しかし大法人・中小法人では、法人税率、（償却資産の）固定資産税、交際費の課税ベース算入金額、留保金課税など様々な税制上の違いがある（平成19年度税制改正によって、資本金1億円未満の同族会社の留保金課税がなくなった）。よって大法人・中小法人の税制の違いを考慮した日本型の限界実効税率の理論モデルを構築した。しかし、理論だけでは実際に中小法人と大法人の限界実効税率がどのような関係になっているのか一義的にはわからない。そこで現実の数値を入れて、実証分析を試みたが、デフレの問題、資金調達コストを推計する際の利子所得と配当所得の限界税率の問題等の課題があり、限界実効税率という指標が様々な要因によって左右されることがわかった。

本来税制とは租税原則にあるように、企業の行動にとって中立でなければならぬ。そこで法人税制の違いが、限界実効税率にどのような影響を与えるかをみた。大法人・中小法人の法人税率は同じで、制度の違いだけを取り上げて推計すると、中小法人は留保金課税があるため、大法人よりも限界実効税率が低くなることがわかった。つまり大法人と中小法人では、制度上、税負担に歪みがあるということである。その歪みの大きな原因である留保金課税がなくなったとしても、中小法人は交際費の損金算入が認められているため、減税額が多くなり純収益が小さくなりわずかであるが、大法人よりも中小法人の限界実効税率は低くなる。その上、中小法人には法人税の軽減税率があり、これを適用すると、大法人との限界実効税率の差は大きくなり、軽減税率は大法人と中小法人との税負担の歪みを大きくさせる税制であることが言える。

また大法人に関しては、引当金等が損金不算入となったため、限界実効税率は1998年より以前と比べて高くなっている。これは引当金等の利用割合が税負担に歪みを与えていたのを是正するために改革されたと評価できる。

このように本稿では、大法人と中小法人の間で、税制の違いが限界実効税率に影響を与え、税負担の歪みを与えていることが検証された。企業の規模による税負担の違いは、企業の行動を歪ませ、資源配分が非効率になる。企業の活力の発揮や資源配分の変更を通じた生産効率の向上のために、法人税の制度は企業の行動に中立的で、経済活動に対する歪みをできる限り少なくするような方向で見直しを行うことが、わが国法人税制の今後の課題である。

【脚 注】

- 1) Goolsbee (1998) (2004), Gordon, MacKie-Mason (1994)
- 2) 本稿での中小法人とは資本金1億円未満の法人で、大法人は資本金1億円以上の法人をいう。
- 3) 『税務統計から見た法人企業の実態』(2005)より、留保金課税の対象である同族会社の占める割合は、法人の94.6%である。また、平成19年度税制改正によって、同族会社の留保金課税制度について、適用対象から中小企業(資本金等が1億円以下の会社)が除外された。
- 4) 国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』(2005)より。
- 5) 総務省『事業所・企業統計調査』(2004)より。
- 6) 恣意的な配当抑制は、株主レベルでも節税のために同族会社でだけなされるであろうと、前提がおかれている。
- 7) 前提条件は①市場は完全競争②不確実性は存在しない③資本市場において、資本の取引費用は存在しない④国際間の資本移動はしない⑤企業及び家計は静学的期待を抱き、各種資本所得税率、市場利子率、インフレ率は通常的に一定である。
- 8) 大企業モデルの理論的フレームワークは、King=Fullerton (1984)に基づく萩原(1994)、高馬(1998)を参考にした。
- 9) わが国では課税ベースを算定する場合、事業税(固定資産に対する実効税率)は損金算入される。
- 10) $f_1 + f_2 = 1$ である。
- 11) $\sigma_1 + \sigma_2 = 1$ である。
- 12) $\alpha + \beta + \gamma = 1$ である。
- 13) これは、引当金等の利用割合が税負担に歪みを与えていたのを是正するために改革されたこと、評価できる。

【参考文献】

- Goolsbee, Austan (1998) "Taxes, organizational form and the deadweight loss of the corporate income tax," *Journal of Public Economics*, vol.69: pp.143-152.
- Goolsbee, Austan (2004) "The impact of the corporate income tax: evidence from state organizational form data" *Journal of Public Economics*, vol.88: pp.2283-2299.
- Gordon, Roger H. Jeffrey K. MacKie-Mason (1994) "Tax distortions to the choice of organization form" *Journal of Public Economics*, vol.55: pp.279-306.
- 袴田正美 袴田幸江 (1999) 『経理勘定科目のことがよくわかる事典』西東社。
- 萩原 崇 (1994) 「資本所得税制と限界実効税率－資本所得税制のシミュレーション分析－」『龍谷大学経済学論集』第52巻第1号 pp.34-48。
- 林 宜嗣 (1995) 「法人所得税と企業投資」『総合税制研究』No.3 pp.183-199。
- 本間正明・跡田直澄・林文夫・秦邦昭 (1984) 『設備投資と企業税制』経済企画庁経済研究所研究シリーズ第41号。
- 岩本康志 (1989) 「日本企業の平均・限界実効税率」『ファイナンス研究』pp.1-29。

- 岩本康志 (1991a) 「法人実効税率の日米比較」『大阪大学経済学』 Vol.40No.3・4 pp.435-448。
- 岩本康志 (1991b) 「配当軽減制度廃止の経済的効果－89年法人税改革の分析－」『経済研究』 Vol.42, No.2。
- Iwamoto Y (1991c) 'The Japanese Tax Reform and the Cost of Capital', Kyoto Institute of Economic Research.
- 岩田一政・鈴木郁夫・吉田あつし (1987) 「設備投資の資本コストと税制」『経済分析』第107号。
- 神門 剛 (2005) 『図解 留保金課税の実務』財経詳報社。
- 川村文彦・武田 茂 (2002) 『同族会社』第3版 中央経済社。
- King, Mervyn A. Don Fullerton (1984) The Taxation of Income from Capital; A Comparative Study of the United States, The United Kingdom, Sweden, and West Germany, The University of Chicago Press pp.7-30.
- 高馬裕子 (1998) 「法人税改革と限界実効税率の計測」『関西学院大学経済学研究』第28号 pp.155-168。
- 佐藤 裕一 (2003) 『経営分析の基本』第3版 日本経済新聞社。
- Shoven, John B. Toshiaki Tachibanaki (1988) "Taxation of income from capital in Japan" J. B. Shoven, ed., Government policy towards industry in the United states and Japan, Cambridge University Press pp.51-96.
- 田近栄治・油井雄二 (1989) 「日米法人企業の税負担」『日本の企業課税』
- 田近栄治・油井雄二 (2000) 「資本コストと限界実効税率」『日本の企業課税』 pp.81-121。

【統計資料】

- 中小企業庁『中小企業施策利用ガイドブック』2005年度。
- 中小企業庁『中小企業白書』2005年度版。
- 中小企業庁『中小企業関係税制改正の概要』2004年12月。
- 国民生活金融公庫総合研究所 (2001) 『中小企業における財務構造変化－「中小企業経営状況調査－でみる15年間の軌跡』2001年度版。
- 国税庁企画課編『税務統計から見た法人企業の実態』各年度。
- 内閣府経済社会総合研究所『国民経済計算』各年度。
- 日本銀行調査統計局『金融経済統計月報』「法人企業統計年報」各年度。
- 日本銀行調査統計局『金融経済統計月報』「租税特集」各年度。
- 大阪・奈良税理士協同組合『税務ハンドブック』各年度。
- 財経詳報社『図説 日本の税制』各年度。
- 総務省編『地方財政白書』財務省印刷局 各年度。
- 財務省財務総合政策研究所編『財政金融統計月報』法人企業年報特集 各年度。
- <http://www.stat.go.jp/data/jigyoyou/2004/index.htm> 総務省『事業所・企業統計調査』2004年度。

【付表1】 中小法人税制

2005年の中小法人税制に関しては、以下のような軽減措置がある。

1. 軽減税率

資本金1億円以下の法人事業者

法人税率：所得800万円以下の部分は22%、800万円超の部分は30%

法人事業税：所得400万円以下5%、400万円超800万円以下7.3%、800万円超9.6%

2. 留保金課税の適用の停止

同族会社に課せられる留保金課税について以下に該当する場合適用が停止される。

- ・創業10年以内の中小企業
- ・新事業創出促進法の認定を受けた企業
- ・前年度の試験研究費と開発費が、売上高の3%を超える中小企業
- ・自己資本比率（自己資本（同族関係者からの借入金を含む）／総資産）が50%以下の中小法人（資本金1億円以下）

3. 欠損金の繰越控除、繰戻還付

- ・法人の所得の計算上欠損金が生じた場合、翌年度から7年間は所得の額からその欠損金の損金算入する形で順次繰越して控除することができる。
- ・設立5年以内の中小企業で、中小企業経営革新支援法における経営革新計画の承認を受けた一定の中小企業等は、当期の欠損と前年の所得を通算し、前年に納付した法人税の還付を受けることができる。

4. 交際費の損金算入

- ・年400万円までの交際費支出額のうち、90%を損金に算入できる。

5. 中小企業投資促進税制

資本金1億円以下または、従業員1,000人以下

- ・新規事業のための資産の取得またはリース（取得160万円以上、リース210万円以上）の取得価額の30%の特別償却、リース料総額の60%に対して7%の税額控除を行うことができる。資本金3,000万円以下の場合は取得価額の7%の税額控除が選択可能である。
- ・取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合は取得価額全額の損金算入ができる。

6. 中小企業技術基盤強化税制（研究開発促進のため）

- ・試験研究費の額について、15%の税額控除（法人税の20%を限度とし、控除限度額は1年間の繰越が可能）を行うことができる。

また平成19年度（2007年度）税制改正では、以下の改正があった。

1. 同族会社の留保金課税制度について、適用対象から中小企業（資本金等が1億円以下の会社）を除外する。
2. 実質的な一人会社（特殊支配同族会社）のオーナーへの役員給与の一部を損金不算入とする制度について、適用除外基準である基準所得金額を1,600万円（現行800万円）に引き上げる。
3. 相続時精算課税制度について、取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、一定の

要件を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与についてその適用を選択することができることとするともに、2,500万円の非課税枠を3,000万円に拡大する。

4. エンジェル税制（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の適用期限を2年延長するとともに、適用対象となる企業の要件の緩和及び確認手続の合理化を行う。

【付表2】法人税率の推移

適用事業年度 区分	普通税率		法人税率		
	留保分	配当分	所得区分	留保分	配当分
昭和 43. 4. 1以降終了	35%	26%	年300万円以下 (資本金1億円以下の 法人のみ)	28%	22%
45. 5. 1 "	36.75%	"	"	"	"
47. 4. 1以降開始	"	"	"	"	"
48. 4. 1 "	"	"	"	"	"
49. 5. 1以降終了	40%	28%	年600万円以下 (資本金1億円以下の 法人のみ)	"	"
50. 5. 1 "	"	30%	年700万円以下 (資本金1億円以下の 法人のみ)	"	"
56. 4. 1 "	42%	32%	年800万円以下 (資本金1億円以下の 法人のみ)	30%	24%
59. 4. 1 "	43.3%	33.3%	"	31%	25%
60. 4. 1 "	"	"	"	"	"
62. 4. 1 "	42%	32%	"	30%	24%
平成 元. 4. 1以降開始	40%	35%	"	29%	26%
2. 4. 1 "	37.5%		"	28%	
10. 4. 1 "	34.5%		"	25%	
11. 4. 1 "	30%		"	22%	
18. 4. 1 "	"		"	"	"